

参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長 大森 雅夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
南区第2地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成31年3月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
○ 経営体数  
法人9経営体  
個人109経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。

6. 地域農業の将来のあり方

○米については、従来からのヒノヒカリ・朝日・アケボノの主要品種を大切に、高品質で安定した生産技術の確立と普及に努めるとともに、温暖化による収量の低下や白未熟米等に適応できる品種の選定を関係機関と連携して進めていきます。

○二条大麦(ビール麦)については、播種時期・排水対策・施肥等の営農指導の徹底により実需者の求める麦の生産を目指します。また、高品質なものへの転換及び生産量増大に努めていきます。

○千両ナスについては、京阪神・関東等消費地での販売強化、また、PR・食育を絡めた地産地消運動により地元での販売の強化などにより、ブランド産地としての地位の継続と拡大を図っていきます。また、農業後継者を育成し、農家戸数の維持に努めます。

○ぶどうについては、ピオーネからの更新として新品種のオーロラブラック・高級青系ぶどうの出荷数量増加を目指します。

○れんこんについては、共選出荷の有利性をアピールし販売強化に努めると共に、生産者・栽培面積の増大を図ります。

○その他キャベツやブロッコリー、レモン、椎茸などの産地化を進め、系統団体等の連携のもと、農業収入向上を目指します。

○農地集積の一つの方法として、中間管理機構を必要に応じて活用していきます。